

(請願第23号説明資料)

給食中止に伴う学校給食物資の取り扱いについて

1 経過の概要

- 3月11日(金)：東北地方太平洋沖地震発生
- 3月14日(月)：教育委員会において、余震発生の可能性や計画停電の影響等を考慮し、3月15日～18日の4日間について給食を中止し午前授業と決定
給食中止の決定を受け、学校給食会は給食物資納入業者へ15日～18日の給食物資について出荷停止とすることを電話で連絡
- 3月15日(火)：学校給食会は給食物資納入業者へ4日間の給食物資について出荷停止をFAXで正式に通知(18日分までの物資代を支払う旨を記載)
- 4月28日(木)：学校給食会は出荷停止分を含めた3月分の給食物資代金を納入業者に支払
- 5月26日(木)：当委員会において経過報告

2 委員会後の動き

5月26日の当委員会でのご指摘を踏まえ、教育委員会からの指導を受けた学校給食会は、物資代金を支払った納入業者に対し、

- (1) 一旦代金の返還をお願いするための説明会を開くなどして、各業者へ返還の協力を要請
- (2) 補償の必要があるものは精算を行うため、当時の仕入等の準備状況や物品の再利用の状況等を確認するための状況確認票を納入業者に送付
- (3) 状況確認票の回答を基にヒアリングを行い、補償等の必要額を精査を行い、精算額を確定させました。

3 物資納入業者に対する精算額等

納入業者に対し、一旦返還をお願いし、その上で補償等の必要額を精査した結果、精算額並びに実質的な返還額は次のとおりとなりました。(複数種別を取り扱っている業者は、主たる取扱種別に分類しています。)

物資種別	業者数	支払額	補償等精算額	実質的返還額
青果類	31	22,615,958	5,185,929 (22.9%)	17,430,029 (77.1%)
食肉類	28	11,152,674	5,253,164 (47.1%)	5,899,510 (52.9%)
冷凍食品類	10	33,539,564	9,008,203 (26.9%)	24,531,361 (73.1%)
米飯・パン類	2	33,842,177	14,893,210 (44.0%)	18,948,967 (56.0%)
その他	5	15,107,305	12,278,685 (81.3%)	2,828,620 (18.7%) (* ² 辞退額 14,662,387)
管理委託(配送等)	9	1,074,000	320,000 (29.8%)	754,000 (70.2%)
合計	85	* ¹ 117,331,678	46,939,191 (40.0%)	70,392,487 (60.0%)

*1 前回の委員会で報告しました支払額は115,215,073円でありましたが、1品目(はっこう乳・表では「その他」に分類)計上漏れがありましたので訂正させていただきます。

*2 高梨乳業と横浜乳業が当初から物資代の受取を辞退し、支払わなかった物資代金。

(裏面あり)

4 補償等精算の基本的な考え方

(1) 従来からのマニュアルに拠り、基本的には中 3 日前（米飯・パン・牛乳は中 2 日前）までが数量の変更が可能であることから、それ以前の 3 月 15～17 日の 3 日分（または 15、16 日の 2 日分）の物資代金については補償等精算の対象としました。

ただし、(2)、(3)の事情について、個別にヒアリングを行い、実態に応じて対応しました。

(2) 補償等精算の対象としたもの

- ・事前に加工等の前処理を施しているため、転売が出来ず、廃棄せざるを得なかったもの
- ・仕入れのキャンセル料

(3) 補償等精算の対象としなかったもの

- ・仕入れのキャンセルや物資の転売が可能だったもの
- ・廃棄にかかる処分費については、物資代金の中に含むものとして納入業者に理解を求めました。

(4) 大規模な自然災害の影響によるものという事情を理解していただき、上記の補償等精算の対象に該当していても、補償等精算を求めない納入業者もありました。

(5) 給食会から業者へは、一旦全額の返還をお願いしましたが、対応が困難な業者については申し出をいただいたうえで、分割返還などの対応をしております。

5 その他問題点への対応

(1) 学校給食会は給食費公会計化を控え、震災時の対応も含めた契約全般及びマニュアルを整備します。

その中で、今回問題となった未納分の数量確認用として使用していた「給食物資受領証」については、受領書とは別に「未納分数量等確認証」を様式として定めます。

(2) 出荷停止に伴う支払いのルールについては、これまでのマニュアルを見直します。

今回の対応に伴う状況確認票やヒアリングを通じて把握した納入業者の仕入れ状況等を踏まえ、業種ごとに危険負担等の取り決めを定めます。

(3) 関係者の処分については、今後、適正に対処します。